



海岸防災林便り

中遠農林事務所管内の沿岸には、約 40 kmの海岸線が広がっています。そして海岸線に沿うように“海岸防災林”が約 560ha あり、この半数は県有地となっています。いま、この県有の海岸防災林を舞台に、市、県が手を取り合っ、地域の減災のために**新たな取組**を始めました！

これから随時「海岸防災林便り」として皆様に報告します。

**全国初の
取組!!**

1 取組の概要（治山事業で行う『ふじのくに森の防潮堤づくり』）

(1) 背景

- 管内には、海岸沿いに海岸防災林としてクロマツ林が整備されており、内陸部の住民の生活（畑、工場、集落）を潮風、砂、などによる被害から守ってきた。
- しかし、松くい虫被害や近年の大型台風の潮風によって、枯死したクロマツ林が多くみられ、早急な海岸防災林の再整備が必要となっている。
- 管内では、発生頻度の高い津波（L1）に対する防潮堤等の整備はほぼ完了。
- 東日本大震災後、沿岸地域住民から、想定される最大級の津波（L2）への対策を求め、県と市に強い要望が出ている。
- 公共事業（国庫補助事業等）では、最大級の津波（L2）への対策は国庫補助対象外である。

(2) 事業内容

機能が低下した海岸防災林において、市が津波に対する防災機能を担保するため、盛土の形状や高さなどを計画して施工（市単独事業）し、その後、県が、公共事業（林野治山事業）で植栽等を行い、**県・市が連携して海岸防災林の再整備をしていく全国初の事業。**

(3) 事業区域（機能が低下（マツが枯損）している県有の海岸防災林）

L2（想定される最大級の津波）対策【土地の嵩上+植栽】：磐田市、袋井市、掛川市

L1（発生頻度が高い津波）対策【土堤の増厚+植栽】：御前崎市

(4) 事業手法

県と市が「覚書」を締結して役割分担を明確化、海岸防災林の再整備を連携して実施。（市の事業についても県の事業計画に取り込み、治山事業に位置付けた）

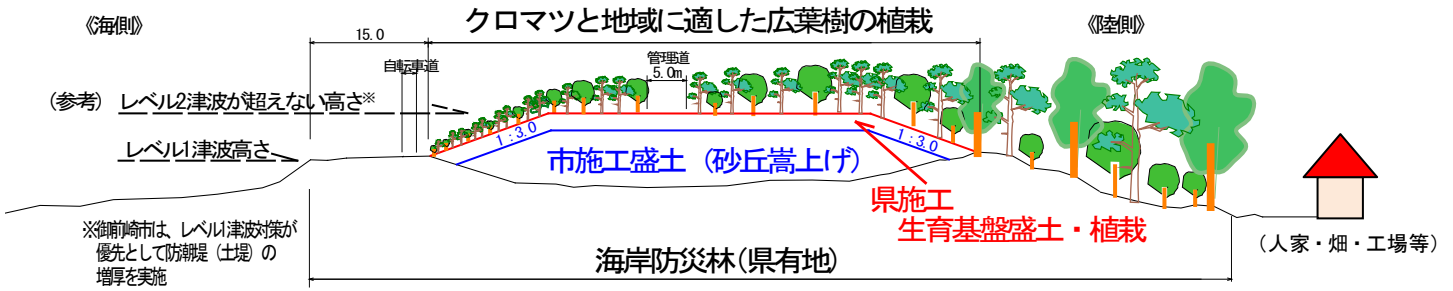
【市】盛土による海岸防災林の土地の嵩上げを実施

【県】市施工後、樹木の生育基盤としての盛土（厚さ 2m）と植栽を実施

※整備後の森林は、地域と市と県が協働して育成・管理していく方針である。

整備イメージ 断面図

レベル1津波：発生頻度の高い津波（公共事業対象）、レベル2津波：想定される最大級の津波



(5) 進捗状況

袋井市、掛川市で、市の H26 盛土施工完了地において、県が 6 月から工事を開始。
御前崎市では、10 月から工事に着手。
磐田市では、H28 年度から市の盛土工事の実施を予定している。

○袋井市：湊地区

（上段：県防風工施工中、中段：H26 市の盛土工完了地、下段：H27 市の盛土工事施行中）



○掛川市：沖之須地区

防風工（苗木を風から守る施設）設置中



豆知識：「海岸防災林」て？
沿岸部の森林の中でも、**飛砂防止、防風、潮害防備**などの**防災機能の発揮が特に必要な森林**を森林法に基づき**保安林**に指定しています。
この保安林を総称して「海岸防災林」と呼んでいます。

